

公的機関における安全保障研究の事業に係る審査等の職を兼ねる  
兼業に関する取扱い

令和7年11月10日

学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この取扱いは、国立大学法人横浜国立大学教職員兼業規則(平成 16 年規則第 106 号。以下「規則」という。)第 36 条の規定に基づき、教職員が安全保障研究の事業に係る審査等の職を兼ねる兼業をしようとする場合において、規則第 5 条及び第 6 条ただし書の規定により学長の承認を受けるための取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この取扱いにおける「安全保障研究の事業」とは、安全保障技術研究推進制度、経済安全保障重要技術育成プログラム、宇宙戦略基金事業等による安全保障研究の事業をいう。

(条件確認等)

第 3 条 学長は、教職員が安全保障研究の事業における研究開発等(研究開発(基礎開発、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。)又は研究開発に関する技術指導若しくはマネジメント業務をいう。以下同じ。)の審査等の職を兼ねようとするときは、次に掲げる条件を満たしていることを確認するものとする。

(1) 兼ねようとする審査等の職が、安全保障研究の事業における研究開発等において、透明性がある審査プロセスにより選定されること、特段の理由なく研究成果の公表が制限されていないこと、兼業先の構成員が研究内容に不当に介入しないこと。

(2) 安全保障研究の事業における研究開発等の内容に変更があった場合、速やかに、当該変更の内容についての報告を行うこと。

2 教職員は、前項の確認を受けるに当たり、安全保障研究の事業における研究開発等の内容を示す書類及び前項に掲げる条件を満たしていることが分かる書類を提出しなければならない。

3 学長は、第 1 項に掲げる条件に適合すると判断した場合に限り、兼業の承認等を行うものとする。

(兼業の取り消し)

第 4 条 学長は、前条第 1 項第 2 号の規定による報告により、同条同項第 1 号に規定する条件を満たさなくなったと認められるときは、兼業の承認等を取り消すことができる。

(助言の求め)

第 5 条 学長は、第 3 条第 1 項第 1 号に規定する条件及び同条同項第 2 号に規定する報告に

より、同条同項第 1 号に規定する条件を満たすことについて疑義が生じたとき、その他必要があることを認めるときは、関連する知見を有する者に助言を求めることができる。

(事務)

第 6 条 本取扱いに関する事務は、必要に応じて研究・学術情報部研究推進課の協力を得つつ、総務企画部人事・労務課において処理する。